

神労発基 0831 第 1 号の 1
令和 5 年 8 月 31 日

神奈川県知事 殿

神奈川県労働局長

神奈川県最低賃金の改定に関する周知について(依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 5 年 10 月 1 日から「時間額 1,112 円」に引き上げることといたしました（改正前 1,071 円、41 引き上げ）。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしており、改定される神奈川県最低賃金額を広く県民の皆様に周知する必要があると考えております。

つきましては、別添（原稿例）を参考に、貴団体で発行されている住民向け広報誌やホームページへの記事の掲載方につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、各地方公共団体における民間企業への業務委託等について、年度途中に最低賃金額が改定されることとなることから、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう、最低賃金の履行確保について特段の御配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、広報誌に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面を郵送又は下記メールアドレスにて送付いただけると幸甚に存じます。

※ 郵送にて送付いただける場合は、返信用封筒を郵送しますので、ご連絡ください。

メールアドレス（神奈川県労働局）

担当 神奈川県労働局 労働基準部賃金室
〒231 - 8434 横浜市中区北仲通 5 - 5 7
電 話 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 4

